

世田谷区長あて

労働条件確認帳票（チェックシート）

世田谷区公契約条例第5条第6項に基づき本票を提出します。

提出者（受注者）

所在地	
(ふりがな) 事業者名	
代表者	
担当者	
連絡先	

契約件名			
契約番号	世 第 号	整理番号	
労働報酬下限額適用の有無	※あり・なし	※労働報酬下限額の適用は、入札公告や契約書作成依頼等の際に区から告知します	

1. 提出者（受注者）の法人・個人等の区分（該当にチェック）

<input type="checkbox"/>	法人（株式会社・有限会社・合名会社・社団法人・NPO 法人等）
<input type="checkbox"/>	個人事業主
<input type="checkbox"/>	その他の団体（法人格を持たない任意団体等）

2. 下請負者・再委託先の有無

<input type="checkbox"/>	あり	裏面「5」の確認結果を記載してください。
<input type="checkbox"/>	なし	

3. 契約業務に従事する方及びその予定人数

① 正社員、パート・アルバイト	人	④ 個人事業の事業主	人
② 派遣労働者	人	⑤ ④の同居親族	人
③ 法人役員	人	⑥ ④の同居親族でない方	人
⑦ その他		←※下請負者・再委託先は除く	人

①、②、⑥のすべてが「0人」 「2」が「あり」 → 裏面「5」以降を記入してください
 「2」が「なし」 → 「4」以降の記入は不要です

①、②、⑥のいずれかが「1人」以上 → 「4」以降を記入してください
 ※「2」が「なし」の場合は「5」は記入不要です

4. 契約業務に従事する従業員の労働条件及び労務管理状況に関する確認内容と確認結果

項目	確認内容	確認結果
労働条件の明示	従業員の採用に際し（契約更新の場合はその都度）、雇用契約書等により、労働時間、賃金、退職に関する事項（解雇の事由を含む）等労働基準法に定める労働条件等を書面で明示している	はい・いいえ
就業規則	（常時10人以上の労働者を使用している場合のみ対象） 就業規則を労働基準法の定めに基づき作成し、従業員に周知するとともに、労働基準監督署に届け出ている	はい・いいえ 対象外

項目	確認内容	確認結果
3 6 協定	3 6 協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている	はい・いいえ・ 時間外等の労働はない
	3 6 協定で締結した時間外労働時間数を超えて労働させていない	はい・いいえ・ 時間外等の労働はない
労働時間 管理	出社時刻、退社時刻を正確に把握し、タイムカード・IC カード・現認・自己申告制等により記録している	はい・いいえ
賃金支払	賃金は、毎月 1 回以上、決められた日に全額支払っている	はい・いいえ
賃金	□労働報酬下限額が適用される契約の場合 賃金は、世田谷区長が告示した労働報酬下限額以上の額に基づき支払う	
	□労働報酬下限額が適用されない契約の場合 賃金は、最低賃金以上の額に基づき支払う（支払っている）	
賃金単価	技能労働者に対する賃金は適正に支払う ※ 工事請負契約であって対象者がいる場合のみ対象	はい・いいえ
	□労働報酬下限額が適用される契約の場合 労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う	
割増賃金	□労働報酬下限額が適用されない契約の場合 国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う	
	従事者の 1 時間あたり賃金単価の最低額（※1）及びその職種（※2） ※1 「賃金単価作成マニュアル」参照 ※2 職種は技能労働者のみ記入してください	_____ 円／時間 職種：
法定帳簿	法定労働時間（1 日 8 時間・週 40 時間）を超えたときは 25 %以上（法定外労働時間が 60 時間超は、50 %以上）の割増賃金を支払っている	はい・いいえ・ 法定外労働時間はない
	法定休日（週 1 日）に勤務させたときは 35 %以上の割増賃金を支払っている	はい・いいえ・ 法定休日の労働はない
労災保険	22 時から 5 時までの間に勤務させたときは 25 %以上の割増賃金を支払っている	はい・いいえ・ 深夜の労働はない
	法定項目を確認したうえで労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を作成し、正確に記入している	はい・いいえ
雇用保険	労働者災害補償保険に加入している	はい・いいえ
	従業員（パート、アルバイトを含む）について、強制加入の条件を満たしている場合は、雇用保険の加入の手続きを行っている	はい・いいえ 加入義務の対象者なし
健康保険	標準報酬月額の算定基礎届及び月額変更届、標準賞与額として賞与支払届を遅滞なく所轄年金事務所等へ届け出ている	はい・いいえ・ 加入義務の対象者なし
	従業員（パート、アルバイトを含む）について、強制加入の条件を満たしている場合は、健康保険・厚生年金の加入の手続きを行っている	はい・いいえ・ 加入義務の対象者なし
厚生年金	定期健康診断の結果を、健康診断個人票として作成し保管している	はい・いいえ 健診実施義務対象者なし
	（常時 50 人以上の労働者を使用している場合のみ対象） 衛生管理者・産業医を適正に選任している また、該当業種（建設・運送清掃業等）においては安全管理者を選任している	はい・いいえ 対象外

5. 下請負者・再委託先への要請等（下請負者・再委託先がある場合のみ）

項目	確認内容	確認結果
下請負者・再委託先 の労働条件	下請負者・再委託先が労働基準法などの労働社会保険諸法令等を遵守していることを確認している。	はい・いいえ

6. 上記確認結果に「いいえ」がある場合の理由・改善予定について